

トピックス

を実施することへの見解を質問。新学習指導要領への移行に伴って、小・中

土曜日の授業

東京都教委が公立の小・中学校の授業時数が増えることか  
校で月に2回を上限として、上ら、学校にゆとりを確保する必  
要があるなどとして、土曜日に

東京以外でも見解問う動き

授業を実施できるようにす

ことを通知したことを受け、東  
京都外の自治体議会でも質疑が  
行われている。

埼玉県議会では2日、同じ会  
派の2人の議員が土曜日に授業  
関係者からの意見を集めた後に  
まとめたいとしている。質疑概

埼玉県議会

3月2日

要は次の通り。

教育格差を生まぬよう

小森谷昭議員 子どもたちの学力  
低下を心配する保護者は、子どもを  
上日に塾に通わせたり、土曜日に授  
業を行っている私学に通わせたりし  
ているのが現状だ。

埼玉県内の私立学校は、小学校は  
5校中4校が土曜日に授業を実施、  
中学校は22校中18校が実施、高校は  
53校中41校が実施、特別支援学校は  
2校中1校が実施している。経済格  
差から教育格差を生じるのではない  
か。県内の学校の土曜授業について  
どう考えるか。

実施は市町村の判断

教育長 県立高校では、平成18年  
度から、週5日制の趣旨を踏まえつ  
つ、保護者、地域への公開を前提と  
して、土曜授業を実施している。21  
年度は11校が実施。多くの人が学校  
を訪ね、理解を深める機会となると  
ともに、授業時間が増え、学力向上  
にも効果がある。今後とも、土曜日  
を有効に活用しようとする学校を支  
援する。

小・中学校については、学校選  
5日制の下で、指導要領が改訂された。  
授業時間が増える中で、学校行事の  
時間を確保することが課題となっ  
ている。一つの方策として、土曜日を  
活用することが考えられるが、これ  
は、市町村が自ら判断するもの。

一方で、県は指導・助言する立場  
にある。週5日制の下で、新たな課  
題に対応するため、検討することが  
必要だ。市町村教委、学校、保護者、  
社会教育団体から意見を聞きたい。

状況変化に対応を

藤本正人議員 3年前にも土曜日  
の授業実施について質問した。教育  
長は難しいと言った。

本年1月15日に衝撃が走った。東  
京都が土曜日に授業と認める、勤め  
る通知を出したとラジオ番組が報じ  
た。そこで東京都に確認したところ、  
学習指導要領の改訂で授業時間数が  
増え、ゆとりがなくなるため条件整

備が必要とのことだ。土曜日に授業  
を実施して構わないとの通知を出し  
たという。

県教育委員会が心配していた子ど  
もの振り替え休日の確保について  
は、学校教育法施行規則61条但し書  
きにより、国は認めてくれたという。  
国が気にしていたのは、教員の振り  
替え休日だった。東京都の場合は、  
出勤する休日の前2カ月、後4カ月  
の間を取ればよいという仕組み。埼  
玉県でも準用できる。県はそれでも  
持ったをかけるか。

3年前とは状況が変わった。小学  
校1年生でも毎日5時間授業とな  
り、小学校4年生からは、クラブ活  
動もあるから、1日だけ5時間であ  
るとはすべて6時間となる。これがゆ  
とりだろうか。塾や習い事が重なり、  
ますます、子どもらしくない生活に  
追い込まれないか。行事も生活も大  
切にするのが日本の学校の良さ。手  
放してよいか。隔週土曜学校開講に  
前向きな見解を出してほしい。

県の考えは示さぬ

教育長 5日制は、制度として定  
着している。指導要領が改訂され、  
授業時数が増え、部活動や子どもと  
触れ合う時間をどう確保するか、新  
しい課題が出ている。

一つの方策として、土曜日  
の活用が考えられるが、これは一義的には、  
市町村が地域の実情に基づき、自ら  
判断し、行うもの。県は県域全体の  
教育水準の維持・向上を図る観点か  
ら、子どもたちへの過度の負担、地  
域の取り組み、教職員の職務など、  
予想される課題について指導・助言  
する立場にある。

県内に土曜日に授業を実施してい  
る市町村はない。実施しようとして  
いる市町村もない。県として、取り  
扱いの考え方を示すことは考えてい  
ない。今後、指導要領全面実施を見  
据えて、市町村教委、学校、保護者、  
社会教育関係者などから幅広く意見  
を聞いて検討したい。

次回は22日付掲載